

財産承継ニュース

秋号
2012 vol.2

●法律

今、注目されている

「結婚20周年記念贈与」

—感謝の想いをかたちで表す自宅の贈与—

●法律

遺言書作成のすすめ

—財産を残すなら、まず遺言書を残しましょう—

●相続事例

ひとみ税理士の相続秘相談手帖〈第2話〉

財産を与えたくない子がいる

—贈与だけでは遺留分は相殺できない!—

●コラム

お風呂の中でできる

かんたんストレッチ



見本

市ヶ谷会計事務所

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-8

TEL 03-3239-0068 FAX 03-3264-5586

Homepage <http://www.tkcschuppan.co.jp>

E-mail shuppan@tkcnf.or.jp

今、注目されている 「結婚20周年記念贈与」

—感謝の想いをかたちで表す自宅の贈与—

結婚20周年に妻への感謝の想いをかたちにして表す方が増えているようです。税においてもこれに応えて「贈与税の配偶者控除の特例」として居住用不動産の贈与に2,110万円までの非課税規定を設けています。この特例を活用する際に気をつけたい注意点がいくつかあります。

婚姻期間20年以上の配偶者が対象

婚姻期間が20年以上ある配偶者から居住用不動産の贈与を受けたり、居住用不動産を取得するための資金の贈与を受けたりした場合には、贈与税の基礎控除（110万円）とは別に2,000万円を控除することができる「贈与税の配偶者控除の特例」があります。合計2,110万円まで贈与税がかからないのですから非常に有利です。ここでいう婚姻期間は正式に入籍してからの期間を言いますので、事実上婚姻状態にあってもまだ籍を入れていなかった期間は含まれませんのでご注意ください。

この特例を受けられるチャンスは通常、一生に1回だと思われますが、法律上適用回数の制限はありませんので、可能であれ

ば何度でも受けられます。

たとえば、20歳で結婚して20年経った時点で配偶者から居住用不動産の贈与を受けて「贈与税の配偶者控除の特例」の適用を受けた後に夫が死亡し、その数年後再婚、再婚から20年経過して再婚相手の夫から居住用不動産の贈与を受け、「贈与税の配偶者控除の特例」の適用をもう一度受け也可能です。

居住用不動産又はその取得資金

贈与する財産は、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための資金に限られます。既に自宅を所有している場合には、その自宅の敷地や建物を贈与することが一般的です。新たに自宅を取得する際や自宅を買い換える機会に最初から妻の名義を入れて共有で取得しようとする場合には、居住用不動産の取得資金の贈与ということになるでしょう。

居住用不動産そのものの場合には、贈与証書を作成して不動産の贈与登記をすればよいのですが、居住用不動産を取得するための資金の場合には、原則として資金の贈与を受けた翌年3月15日までにその居住用不動産に居住している必要があります。たとえば、分譲マンションや建売住宅の場



合には翌年3月15日までに完成して入居していくなければなりません。この点は特に注意しましょう。

敷地の一部に月極駐車場がある場合

下図のような一筆の土地があります。この敷地全体の贈与税を計算する場合の評価額が5,000万円だった場合、2,110万円（控除対象）分を贈与しようとすると、全体の敷地面積のうち5,000分の2,110を贈与すればいいように思います。しかし、下図のように敷地の一部を月極駐車場に利用していると、その駐車場も含めた全体の土地の一定割合を贈与したことになりますので、贈与を受けた敷地の一部について特例の適用を受けることができなくなります。

这样的ことにならぬようにするためにには居住用不動産を贈与する前に自宅の敷地と月極駐車場の敷地を分筆した上で評価額を計算し、2,110万円になるような持分で贈与する必要があります。



また、「贈与税の配偶者控除の特例」の適用を受けると、確かに贈与税はかかりませんが、不動産の贈与を受けますので登記の

ための「登録免許税」と登記から数か月後に通知のある「不動産取得税」の負担があります。これらの金額は土地の固定資産税評価額に対して一定の率を乗じて計算され、合計で数十万円になります。これらの資金は通常受贈者の負担ですので、その資金の準備も必要です。

先ほどの例のように一筆の土地を自宅以外の用途に使っている場合には、測量費用や分筆費用も必要になります。そのためには数十万円以上のお金がかかるなら贈与をやめて、その費用に相当する宝石を贈与することにしたという例も現実にあります。贈与に伴う費用面も十分考慮してから決定しましょう。

申告手続きを忘れずに

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に贈与を受けた年の翌年3月15日までに、次の書類を添えて税務署に提出しなければなりません。忘れないようにしましょう。

- ①受贈者の戸籍の謄本又は抄本（贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限ります）
- ②受贈者の戸籍の付票の写し（贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限ります）
- ③登記事項証明書（贈与を受けた居住用不動産）
- ④受贈者の住民票の写し（贈与を受けた居住用不動産を居住の用に供した日以後に作成されたもの）

これまで述べたように、贈与の際の税金には思わぬ失敗があります。税の専門家である税理士によく相談して実行したいものです。

遺言書作成のすすめ

—財産を残すなら、まず遺言書を残しましょう—

遺言書は、多くの財産を有する人だけが必要だと思っていませんか？複数の相続人がいる場合、財産の多い少ないに関わらず円満な遺産分割を実現するためには、遺言書は必ず必要となります。

5千万円以下の遺産争いが7割以上

平成23年の最高裁判所の統計資料によると、遺産分割事件のうち調停が成立したのは7,892件で、「遺産の価額別」に見ると下図のようになっています。

この統計は、1年間に裁判所に持ち込まれた相続争いの中で、調停が成立した件数のうち、一体いくらぐらいの価格帯の遺産で争っていたのかを裁判所がまとめたものです。それによれば、遺産の価額が5千万円以下の占める割合が76.5%となっています。そのうち、1千万円以下の割合は40.9%となっています。

自宅以外に分けるものがいる場合などでも遺産の多寡に関係なく、遺産争いになっている現実を垣間見ることができます。

西洋のことわざに「財産を残すなら、まず遺言書を残せ」というものがあるように、遺産争いを未然に防ぐためなどに遺言書の作成は欠かせないものと考えられます。

図1 遺産分割事件の調停成立件数(遺産の価額別)

遺産の価額	1千万円以下	5千万円以下	1億円以下	5億円以下	5億円超	算定不能	総 数
件 数	2,470	3,571	910	571	41	329	7,892

遺言の対象となる事項は？

遺言書の作成で、残された遺族の遺産争い防止に役立つことが多くありますが、法定要件を満たさない遺言書だとむしろ逆効果になってしまいます。

たとえば、自筆証書遺言の作成した日付を「○年○月吉日」という表記にすると、「吉日」は1か月間に数回あるので、日付の特定がなされていないため自筆証書遺言は法的に無効となります。また法定事項の遺言であっても、その内容が公序良俗に反する場合には無効となります。

遺言できる主な法定事項は次のような事項で、これ以外のことを遺言しても、その遺言については法律上の効果はありません。

＜遺言できる主な事項＞

- ① 後見人及び後見監督人の指定
- ② 遺言執行者の指定及びその委託
- ③ 相続分の指定及びその委託
- ④ 遺産分割の方法の指定及びその委託

出典：最高裁判所事務総局総務局統計課「司法統計年報(家事編)」

- ⑤ 遺贈
- ⑥ 遺産分割の禁止（期間は5年以内）
- ⑦ 遺産分割における共同相続人相互の担保責任の指定
- ⑧ 遺留分減殺の方法の指定

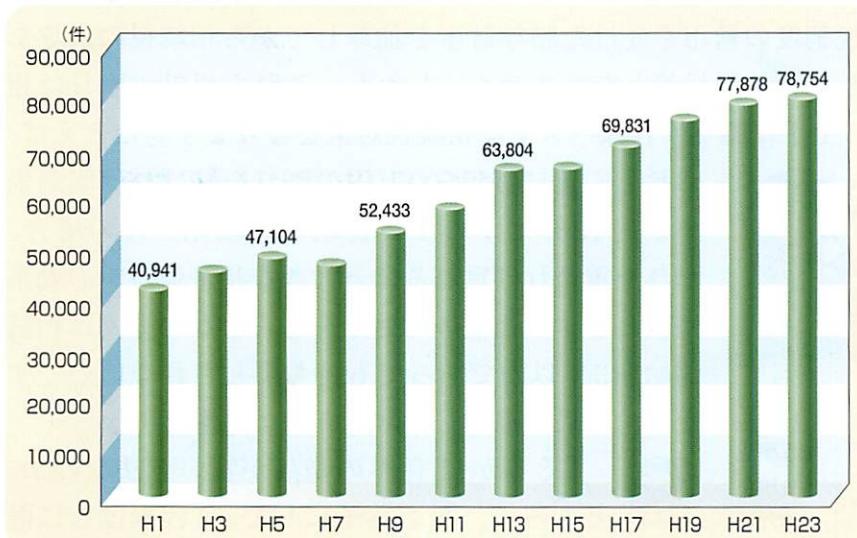
これらの事項は、遺言以外の方法で行つても法律的な効力は生じません。また、⑨認知、⑩相続人の廃除及びその取り消し、⑪寄付行為、⑫信託は、遺言によっても、生前に行っても、どちらでも法律的効力を持っています。

遺言書が特に必要なケースは？

遺言公正証書の作成件数（図2）や、遺言書の検認（自筆証書遺言などは家庭裁判所で検認手続が必要）件数（図3）が近年増加の一途であることから、多くの人が遺言書の作成を行っていることが推測できます。

財産の多寡にかかわらず、遺言書は残された相続人間での争いを防ぐ有効な方法です。先に述べた法定事項を十分に理解した上で、遺言書を作成し、定期的に見直すことをおすすめします。

図2 遺言公正証書の数の推移



出典：日本公証人連合会による統計資料

● 遺言書が特に必要と思えるケース

- ① 子がなく、配偶者と親又は兄弟姉妹が相続人となる場合。
- ② 先妻の子と、後妻の子がいる。
- ③ 子の中で特別に財産を多く与えたい者がいる。
- ④ 財産を与えたくない子がいる。
- ⑤ 相続権のない孫や兄弟姉妹に遺産を与えるたい。
- ⑥ 子の嫁に財産の一部を与えるたい。
- ⑦ 内縁の妻や認知した子がいる。
- ⑧ 生前世話になった第三者に財産の一部を渡したい。
- ⑨ 財産を公益事業に寄付したい。
- ⑩ 銀行借入金等で賃貸住宅を建築し、賃料で借入金の返済をしている場合。



図3 遺言書の検認件数

（単位：件数）

年 分	件 数
H11	9,818
H12	10,251
H13	10,271
H14	10,503
H15	11,364
H16	11,662
H17	12,347
H18	12,595
H19	13,309
H20	13,632
H21	13,963
H22	14,996
H23	15,113

出典：最高裁判所事務総局総務局統計課「司法統計年報（家事編）」



財産を与えたくない子がいる —贈与だけでは遺留分は相殺できない!—

さわやかな風に秋を感じるようになり、ひとみは松茸、黒枝豆、銀杏などのお酒の肴や栗・カキ・葡萄等の旬の果物を思い浮かべ、元気いっぱいである。今年も産地直送を申し込もうかなと考えていると、資産家の細見さんから相談におうかがいしたいと電話があった。

電話を切った後、たしか細見さんは長女のさやか一家とは非常に円満だが、家出した道楽息子の和夫とは険悪な関係だったなと思い出した。

そう言えば細見さんから「妻に暴力をふるって苦しめた和夫だけは許せない。遺産なんか絶対やるものか」と聞いたことがあるのを思いだし、本気でそれを実行する準備を始めるための相談かなと思い、これは大変になるなと気を引き締めた。

相続税対策に贈与は有効か?

事務所を訪れた細見さんは、早速切りだした。

 「和夫に財産を相続させたくないの、思い切って財産をさやかに生前贈与しようと思っています。ただ、税金が心配なので、ひとみ先生にご相談にうかがいました」

 「そうですね。相続税と比べると贈与税の基礎控除額は110万円と低く、贈与税率は相続税率よりはるかに高いので、相続に比較すると一括贈与は税金面では不利です。ただし、相続税率より低い税率の範囲で、贈与を繰り返すことは確実に相続税対策となりますので、贈与については期間と金額をよく考えて行うことが重要です」

 「どんなことに注意すればいいのですか」

 「相続税法では、相続等により財産を取得した者が相続開始前3年以内に贈与された財産や、相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産を加算してから相続税の計算をしますので、これらは原則として相続税対策となりません。しかし、これら以外の贈与は相続税の対象外となりますので、上手に贈与すればベストな相続税対策となります。たとえば、

贈与税の速算表



基礎控除額および贈与税の配偶者控除額控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円 //	15%	10万円
400万円 //	20%	25万円
600万円 //	30%	65万円
1,000万円 //	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

お孫さん達に毎年500万円の贈与を続けると実効税率が約10%ですので、資産家の細見さんの場合、贈与を重ねれば重ねるほど大きな相続税対策の効果が表れます。相続等で財産をもらわない方々は相続開始前3年以内であっても持ち戻しが不可能なため、効果が確定し非常に有効な対策です」

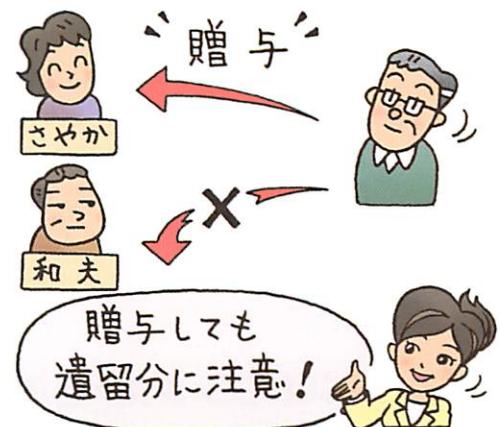


「そうか!! 孫への贈与が賢い方法なのか。ところで、孫を養子にして、1代飛ばしに財産を遺せば相続税対策になるとよく聞くのですが、

これも効果があるのですか？」

「そうですね。確かに孫が直接相続しますと相続税が1回飛ばせるので節税となります。養子になっても孫は相続税額が2割加算されますのでご注意ください。また、養子縁組することによって相続人の数が増えると、相続人の数を使って計算する相続税の基礎控除額や保険金等の非課税限度額が増加しますので、相続税が減少することになります」

「やっぱり贈与という方法は、私の想いを実現できうえ、簡単で効果的に節税できる方法ですね」



贈与は民法上の相続分には影響しない

「生前に財産を贈与することで、『相続発生時に誰が何を相続するか？』でもめることはなくなります。その意味で生前贈与により財産の取得者を特定することは、遺産分割の生前対策になります。しかしご注意いただきたいことは、原則として、生前贈与は民法上の相続分に影響を及ぼすことはできないということです。なぜなら、共同相続人が生前に贈与を受けた財産（特別受益額）は年数制限なく、すべて相続時の価額で持ち戻されて相続分や遺留分を計算するからです」

「え～!! 本当ですか？贈与して何も残らないようにしておけば、遺留分もなくなると思っていたのに役に立たないのですか？」

「たとえば遺言書があったとしても、相続人には遺留分というものが保証されており、この遺留分は配偶者及び直系血族に限られています。遺留分の計算は遺産に生前贈与した特別受益額を持ち戻して計算しますので厄介なのです。和夫さんがさやかさんに遺留分の減殺請求をすると、贈与されたものであっても相続分の2分の1である4分の1を和夫さんに渡さなければならないのです。ただ、養子縁組等により相続人が増えると遺留分が減少しますし、生命保険金は原則として遺産ではありません。これらを理解し、いろいろな方法を考えてください」

「そうか！さやかを生命保険金の受取人にしたり、孫を養子にする等を実行すれば、遺留分も減少し、相当額の現金を渡すことで解決できるかもしれないな…」

「贈与については、これからも私がしっかり指南させていただきますのでご安心ください。また、和夫さんの遺留分については弁護士先生を交えてきっちり対処方法を決め、さやかさんご一家が安心して財産を承継できる方法を実行していきましょうよ」

「自分の死後も、税金や遺産分けで悩むことなく、さやか一家が幸せであるようきちんとと考えておくことが、天国の妻へのせめてもの手土産ですから、宜しくお願いします」

ひとみは、今後のスケジュールの打ち合わせも終えて安心した細見さんの笑顔を見ながら、これからも税制改正の動向にも気を配り、弁護士を交えてよく相談し、万全を尽くさなくてはとひそかに決意したのだった。

お風呂の中でできる かんたんストレッチ

◎ストレッチ監修 中野ジェームズ修一

ストレッチのコツは、反動を使わずにゆっくりと伸ばし、心地よく感じるポイントで15～30秒間静止し、息を止めないことです。ストレッチは、

- ①筋温が上がっている時に行う
- ②リラックスしている状態で行う
- ③他の筋肉にあまり力が入らない状態で行う

以上の3点が重要ですが、入浴中はこの3条件がそろっているベストタイミングだと言えます。

ハムストリングス*とふくらはぎのストレッチ

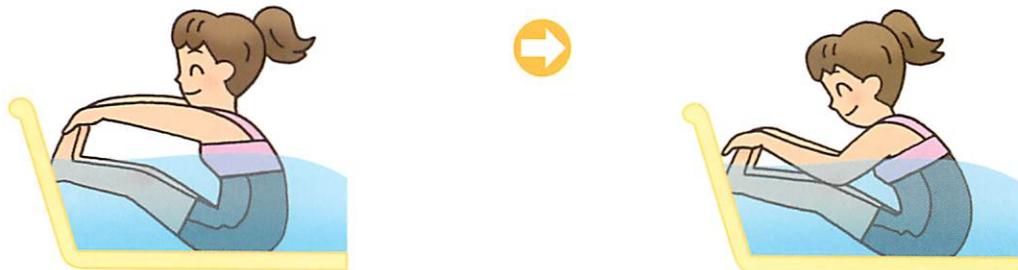
※15～30秒を2～4回が目安です。

*ハムストリングス：ももの裏側の筋肉の総称

1. 両脚を伸ばして^(注1)浴槽の縁^(注2)に足を乗せ、両手でつま先を持ちます。

(注1)軽く膝を曲げたままの状態で行います。
(注2)深い浴槽ではできません。

2. 胸から膝に近づけるようにして、脚を斜め上に上げながら足首を曲げて、脚の裏側全体を伸ばします。

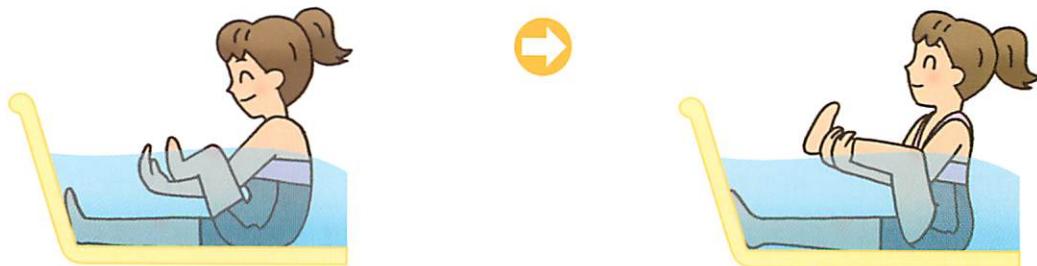


臀部のストレッチ

※15～30秒を2～4回が目安です。

1. 片足を伸ばし、もう片方の脚を「4の字」のように曲げて胸の前で抱きかかえます。

2. 背中を伸ばしながら、脚を胸の方向に近づけて臀部の筋肉を意識してストレッチします。浮力があるので比較的簡単に引き寄せられます。



出典：中野ジェームズ修一著「洋泉社 MOOK カラダが若返る！40代からの体脂肪管理術」株式会社洋泉社発行

■著者プロフィール

中野ジェームズ修一（なかのじーむずしゅういち）
1971年長野県生まれ。米国スポーツ医学会認定ヘルスフィットネススペシャリスト。クリム伊達公子さんや福原愛さんをはじめ、プロアマ問わず多くの人たちから支持を得る。全国で講演活動も精力的に行っていいる。近著に『きょうのストレッチ』（ポプラ社）などがある。